

民間施設を活用した一般廃棄物処理体制の構築に係るサウンディング型市場調査 結果の公表

令和 7 年 2 月 21 日

1 サウンディング実施の経緯

本市の一般廃棄物の焼却処理を担う「新見市クリーンセンター」は平成 11 年 3 月の竣工から 25 年が経過し、施設の老朽化が進行しています。このため、現施設の延命化を図るために、令和 10 年度までは長寿命化計画に基づき設備更新等工事を実施計画していますが、間もなく施設の全体的な方針決定の時期が近づきつつあります。

また、施設を維持管理するために機器修繕工事も含め年間約 3 億円程度を支出しており、市の財政運営上の負担も大きいことから、新見市、高梁市、真庭市、吉備中央町、新庄村で構成する高梁ブロックごみ処理広域化対策協議会の中で、高梁市、吉備中央町との 2 市 1 町での広域処理について検討を進めております。

このため、本市単独での施設整備になるか、2 市 1 町での広域整備になるか不透明な状況ですが、単独設置になった場合については、新たな廃棄物処理施設を整備することが、財政上困難な状況にあります。

そのため、将来的な本市単独設置となった場合の一般廃棄物の処理については、民間施設の活用を検討するよう公民連携のあり方や事業スキーム等について研究しているところです。

このような背景から、本市における一般廃棄物処理体制の構築に向けて、民間事業者から広く意見や提案を求め、「対話」を通じて民間事業者の意向等を把握することを目的として、以下のとおりサウンディング型市場調査を実施しましたので、その結果を公表します。

2 サウンディングの実施スケジュール

令和 6 年 11 月 18 日	サウンディング実施要領の公表
令和 6 年 11 月 18 日～令和 7 年 1 月 31 日	サウンディングの実施
令和 7 年 2 月 21 日	サウンディング結果の公表

3 サウンディングの参加者

参加事業者数：3 事業者（廃棄物処理業）
形態：個別対話（対面・非公開）

4 サウンディング結果の概要

・事業者 A

対話項目	主な意見（概要）
民間の既存施設へ処理を委託する場合について	<ul style="list-style-type: none"> ・他県となるが、可燃ごみ・粗大ごみ・焼却灰・不燃物・し尿汚泥のすべて、全量受入可能な施設がある。 ・1 tあたりの処理単価のほか、有害物質分析費、積込・運搬費、積替費、環境負担金などかかる想定。 ・物価の上昇に伴う処理費用の高騰については、原則単年度契約を想定しているため、その年度中は単価への影響はない想

	<p>定している（既に他市で実施済み）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の新見市クリーンセンターは道幅等の関係で大型車両の乗り入れができないため、外部搬出する場合には中継施設が必要になると思われる。 ・災害協定を結ぶことで、被災時に災害廃棄物の処理を迅速に行うことが可能（既に他市で実施済み）。
民間の新規施設へ処理を委託する場合について	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な条件を満たす市内の候補地を市で選定・確保されれば、新規に施設を建設・運営することは可能。 ・市内的一般廃棄物だけでは処理能力が余ってしまうため、他地域からのごみの受入も行うことで、安定した運営を目指したい。 ・施設では焼却やリサイクル等の処理を行い、焼却残渣の埋立は市外の他施設で行う想定。 ・発電施設やリサイクル施設を併設する想定でいる。ごみの処理量にもよるが、余剰電力が多く出る想定であるので、例えばその電力を地元で活用できるなどのメリットが考えられる。 ・24時間稼働を想定し、地元雇用も積極的に行いたい。 ・計画から工事まで、10年くらいかかる想定。計画の進捗によっては工期の短縮が可能と考える。

・事業者B

対話項目	主な意見（概要）
民間の既存施設へ処理を委託する場合について	<ul style="list-style-type: none"> ・他県となるが、可燃ごみ・資源ごみ・その他、全量受入可能な施設がある。※（3工場一般廃棄物設置許可施設保有） ・処理費に際し1tあたりの処分単価のほか、運搬等の有無により、運搬費等がかかる想定。 ・物価の上昇に伴う処理費用の高騰については、契約年度中は単価への影響はない想定している。契約は単年度でも複数年度でも可能（既に他市で実施済み）。 ・現在焼却されているふとんや畳、木くずなどを資源ごみとして位置づけ、リサイクルごみ（資源ごみ）だけの受入も可能（ごみの量に応じて、様々な（8m³～30m³または3m³×1基～10基等）コンテナによる外部搬出を想定）。現在の市処理施設の焼却量が減れば、施設の長寿命化にもつながる。 ・災害協定を結ぶことで、被災時に災害廃棄物の処理を迅速に行うことが可能（既に他自治体で実施済み）。
民間の新規施設へ処理を委託する場合について	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし。

・事業者C

対話項目	主な意見（概要）
民間の既存施設へ処理を委託する場合について	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし。
民間の新規施設へ処理を委託する場合について	<ul style="list-style-type: none"> ・新設する場合、自社で想定している土地がある。（新見市内） ・現時点では市内の可燃ごみ（家庭系一般廃棄物・事業系一般

廃棄物)だけを対象とする想定。他地域からのごみや、家庭からの持ち込みごみなどについては今後の検討となる。

- ・他市事例を参考にした事業スキームを想定している。物価やごみの量によるため現時点での単価試算は困難だが、他市事例の単価よりもおそらく上がる事が見込まれる。(市の負担としては、現時点では処理単価のみを想定)
- ・トラブル等が発生した際にも処理ができるよう、県内の民間焼却施設と協定を結ぶことを想定している。
- ・民設民営の場合、計画から工事まで最低5~6年くらいかかる想定。公設民営ならば最低7~8年。市に求める事としては、適切な時期の意思決定、各種調整・申請の際のバックアップをお願いしたい。

5 サウンディング結果を踏まえた 今後の方針

今回のサウンディング型市場調査では、民間の既存施設を活用して一般廃棄物の処理を委託する場合及び民間が新たに建設する施設に一般廃棄物の処理を委託する場合について意見交換をさせていただきました。

その結果、1tあたりの処理単価のほか、可燃ごみ以外の一般廃棄物についても受け入れができるなど様々なご意見をいただきました。

今回の調査結果は、高梁ブロックごみ処理広域化対策協議会の構成自治体で情報を共有(本公表内容と同じ内容で情報共有。)した上、協議会の中で検討を進め、今後の方針を決定してまいります。

■新見市一般廃棄物処理に関する問い合わせ先

新見市福祉部環境課 (電話 0867-72-6124)

■サウンディング調査に関する問い合わせ先

新見市総務部行政改革推進課 (電話 0867-72-7760)